

愛媛県自治会館新会館の基本構想

1 新会館の建設

新会館は、愛媛県市町総合事務組合の業務効率の向上が図れる施設とし、地方自治関係団体である愛媛県市長会、愛媛県町村会、愛媛県町村議会議長会、公益財団法人愛媛県市町振興協会、愛媛地方税滞納整理機構などの入居により、これら関係団体と連携した組織運営を行うとともに、愛媛県及び愛媛県内20市町との連携強化を図り、市町長・町村議会議長などの意見交換・情報収集の場を提供するなど、地方自治の振興発展につながることを目的とする。

また、県内中小企業のために共済事業を行い、その経済的地位の向上を図ることを目的とする愛媛県火災共済協同組合と合同で建設する。

(1) 新会館の基本的な考え方

① 安心・安全な会館

東日本大震災の発生以後、災害に強い会館機能が重視されるようになり、被災後、会館が十分に機能するためには、耐震性の確保はもとより情報機能などの充実性が望まれる。また、会館としてのセキュリティや利用者のプライバシーの保護など安心して利用できる会館を目指す。

② 誰もが利用しやすい会館

様々な利用者に配慮したユニバーサルデザインの理念を取り入れた会館とし、必要な駐車場の確保や屋内外のバリアフリー化、分かりやすいサインなど人にやさしい会館とする。

③ サービス、事務効率の向上を目指した機能的な会館

来館者の利便性を高めるため、窓口機能や事務効率の向上が図られる機能的な会館とする。また、高度情報通信ネットワークに対応した設備や執務空間を構築し、事務処理のデジタル化や利用者への情報提供などICT機能の充実した会館とする。

④ 環境にやさしく、経済的な会館

環境負荷の低減を基本に、自然エネルギーの導入を図るとともに、省エネ型設備の導入、耐久性のある資材使用など、イニシャルコストとランニングコストのバランスを図りながら、環境にやさしく経済効率性の高い長寿命型の会館とする。

(2) 新会館の機能

① 市町の自治振興を支援する機能

○会議室

20市町が意見交換の場（ロの字形式）として使用でき、関係団体の総会、市町を対象とする説明会（スクール形式：60人）に使用できるものとする。また来賓、講師控室を併設する。

○役員会室

関係団体の役員会を対象とする会議（ロの字形式：15人～20人）が開催できるものとする。

○町村会会長室、議長会会長室、事務室

会長室（町村会、町村議会議長会）には応接スペースを確保する。

事務室には、個人情報を取り扱う場所を確保するとともに、その保管場所を設置する。また、機械室を設置し、応接スペースを複数箇所配置する。

②他機関の入居について

他の公的な組織が、新会館に入居できるように余裕を持たせたフロア設計とする。

【合同建設団体】

- ・愛媛県火災共済協同組合

【自治会館入居団体】

- ・愛媛県市長会
- ・愛媛地方税滞納整理機構
- ・他団体の入居については今後調整

③全体の階数、規模について

床面積は1フロア 300 m²以上とし、総階数は5階建とする。また、1階を駐車場、2～5階を事務室、会議室、役員会室等とし、延床面積 2,000 m²以上+付帯設備設置を基本とするが、今後、設計段階までに十分検討し、規模を設定する。

2 新会館の整備方針

(1) 案内機能

・来館者が目的の階にスムーズに行くことができるよう分かりやすい案内機能とする。また、サイン（表示）計画において、会館全体の案内やフロア案内、会議・催事情報板の掲示板等、（音声案内・点字ブロック）様々な方の利用に対応したサインの適切な場所への設置を検討する。

(2) 執務機能

・今後の環境、需要の変化等、フレキシブルに対応できるよう工夫するとともに、急速に進展する高度情報化に対応できるICT機能を備えるものとする。

(3) 事務機能

・職員が働く場となる事務空間は、組織の変化に対応可能な空間構成とする。基本的に極力柱を設けず、壁や間仕切りのない構造で、ゆとりがあり見通しのきくオープンフロアとする。

・利用者が出入りできるパブリックな空間と、執務空間とは明確なエリア区分を行い、通路との間の出入口は施錠可能なものとするなど、セキュリティ面に留意する。

・空調や照明については、エリア毎に制御可能なシステムを導入し、ランニングコストの低減に配慮する。

・床下に配線空間を設けたフリーアクセスフロアを導入し、家具のレイアウトに影響されることなくLAN配線等に対応できるものとする。

・業務特性に応じて、執務空間内に日常的な打合せや作業のための共同スペースをフロア毎に設け、また、OA機器については、効率的に設置できるスペースを確保する。

(4) 会議機能

- ・会議室は使用目的や規模に応じて使い分けができる機能的なものとする。また、可動間仕切りによって分割可能な部屋とし、多目的に利用できるよう音響、映像設備などを備えるものとする。
- ・各フロアに相談室と兼用の小会議室の設置を検討する。
- ・会議室は情報保護のため、防音性に留意し、また椅子・机を収納できるスペースを確保する。

(5) 収納機能

- ・書庫、倉庫は常用文書以外の保存が必要な文書を保管できる十分なスペースを確保し、また、電子媒体での保管場所設置も検討する。
- ・常用文書や事務用消耗品等については、執務空間内のローキャビネットや窓下、壁面を利用した物入れなど見通しを遮らない収納スペースを確保する。

(6) 情報機能

- ・業務の効率化とスピーディな運営が行えるよう I C T機能を充実させるとともに、情報に対するセキュリティ機能を確保する。
- ・インターネット、L A Nの活用、届出等のオンライン化や各種データのデジタル化など、今後の更なる情報化に対応していくために必要な設備・機器を設置するスペースを確保する。
- ・高度情報化に伴い、各地の自治体や企業で情報漏洩のトラブルが発生していることから、情報のセキュリティ管理を図り、各種情報を守ることが重要である。このことからソフト面でのセキュリティはもちろん、建物への入退室管理とともに、I Cカードによる入退室管理システムの導入や屋外の死角になるエリアや重要な部屋には、監視カメラの設置も検討する。

(7) 防災機能

- ・新会館が災害後、機能するためには、職員が活動でき、建物・設備が機能するためのライフライン（電力、給排水、衛生、空調、情報等）を確保することが必要である。各ライフラインについて、「官庁施設の総合耐震計画基準」（国交省）などを参考に、必要な設備の冗長化（予備設備）等対策レベルを検討する。
- ・電力においては、照明や重要な情報通信機器が稼働するよう自家発電設備及び必要容量の燃料タンクの設置、引き込み及び重要機器への配線の二重化、非常電源の確保を行う。
- ・給排水・衛生面では、雨水の利用や貯水槽など職員が活動するために必要な最低限の水源を確保する。また、災害時でもトイレが使用できるようバックアップ用の排水槽設置を検討する。
- ・空調の熱源については、電気、ガス等複数のエネルギー源を確保する。
- ・電気室、機械室は地盤の液状化や風水害等を考慮した配置とする。

(8) 附帯施設

- ・更衣室は男女別に設置し、会館内にバランス良く配置する。
（職員の福利厚生施設として、休憩所、自動販売機コーナーを設ける。また、喫煙

所の設置も検討する。)

(9) 耐震性の確保

・耐震安全性の目標を実現するための建物の構造として、「耐震構造」、「制震構造」、「免震構造」と3つの種類があり、それぞれに仕組みや揺れ方、工事費、工期等に特徴やメリット・デメリットがあるため、敷地の状況や建物形状等を勘案しながら基本設計において決定する。

(10) ユニバーサルデザイン

・会館は不特定多数の人が利用する施設であり、全ての人が快適に利用できるよう安全で使いやすい施設でなければならないことから、国（国土交通省）では、全ての人に利用しやすい官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準によって、「移動空間」・「行為空間」・「情報空間」・「環境」・「安全」について技術的事項を定めている。

新会館建設にあたっては、同基準や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）、「愛媛県人にやさしいまちづくり条例」などを遵守し、誰もが利用しやすい会館を目指す。

(11) 会館への動線確保（会館外）

・駐車場及び敷地入口から会館玄関までの歩行者動線については、段差の解消、防滑性の高い舗装材の使用、必要箇所への手摺や誘導サイン、通路幅の確保などに配慮する。また、できるだけ雨に濡れずに建物にアプローチできるよう工夫する。

・車椅子利用者、障害者の方が優先的に利用できる専用駐車スペースを建物の出入口に配置する。

(12) 館内の移動空間

・玄関から廊下、階段、エレベーター、各室とバリアフリー化を図る。

・施設全体のサイン計画や色彩計画等によって、来館者が目的の場所へスムーズに移動できるようにし、サインはロビーや各階エレベーターの案内板やフロア案内、会議・催事案内など、分かりやすい場所に設置する。

(13) 館内の行為空間

・通路等は車椅子利用者に対応したものとする。

・トイレは来館者が迷うことがないよう各階とも同じ位置に設け、高齢者、車椅子利用者、障害者の方などが利用しやすい多機能トイレを1箇所設置する。

(14) グリーン会館

・近年、地球温暖化等環境に対する意識が高まり、環境関連技術の急速な発達によって、建物に関しても様々な技術、設備等が導入されるようになった。会館建築においても、国土交通省が示す「官庁施設の環境保全に関する技術基準」に基づき、「グリーン会館」化を目指す。このグリーン化に係る項目として「長寿命」・「適正使用・適正処理」・「エコマテリアル」・「省エネルギー・省資源」・「周辺環境保全」を示しており、新会館も、これらの事項について、設計段階に費用対効果を見極めながら、環境配慮技術の導入を検討する。

(15) 省エネルギー・省資源への配慮

- ・基本は自然エネルギーの有効活用とし、建築プランの工夫により、積極的に自然採光、自然通風を図り、照明や空調機器への負荷を低減する。
- ・断熱性の高い材料や構造の採用、庇の工夫等により建物への熱負荷を低減する。
- ・自然エネルギーを積極的に活用し、トイレの排水や散水などには雨水や排水の再利用を図る。
- ・温もりのある人にやさしい建物とするため、地域産材を積極的に活用し、内装等において、木質化を図る。
- ・LED照明や熱効率の高い熱源機器や節水型設備機器等の採用により、省エネルギー化を図るとともにランニングコストを低減する。
- ・建設時における建設副産物の発生抑制や再資源化、廃棄物の適正処理等適正使用・適正処理に配慮する。

(16) ライフサイクルコストの低減への配慮

- ・建物を長寿命化しライフサイクルコストを低減していくために、構造体や非構造部材、設備機器の耐久性を確保するとともに、将来の用途変更や組織変更、高機能化等のニーズに対応できるフレキシブルな建物とする。
- ・環境にやさしい材料やリサイクルが容易な材料等（エコマテリアル）を積極的に採用し、規格品の採用に留意することで老朽化や陳腐化にも対応できるものとする。

(17) 周辺環境への配慮

- ・会館周辺の住環境を考慮したエントランスや駐車場の出入口も配置、利用者動線を検討する。